第10回統計法制度に関する研究会結果概要

- 1 日 時 平成 17 年 11 月 30 日 (水) 10:00~12:00
- 2 場 所 総務省統計局 6 階特別会議室
- 3 出席者 廣松座長、宇賀委員、清水委員、新村委員、大戸委員、野田委員、森委員
- 4 議 題 報告書(案)の検討

5 結果概要

事務局から、資料に基づき、報告書(案)について説明し、審議を行った。 主な審議結果は次のとおりである。

(1)統計調査の民間委託について

法定受託事務の民間委託の記述について、国が本来果たすべき役割に係る事務である「第1号法定受託事務」であること、法定受託事務はあくまで地方公共団体の事務であることをきちんと書いた方がよいのではないか、また、第1号法定受託事務であるから民間委託ができないのではなく、指定統計調査に関する法律の趣旨の解釈によるものであることに留意して、「困難ではないかと考える」は「慎重に検討する必要がある」とすべきではないかとの意見があった。

(2)統計データの二次的利用促進について

ア オーダーメード集計の実施、匿名標本データの作成・提供の努力義務

努力義務というのは義務化してもあくまで訓示規定であり、国民一般に方向性を示すような場合とは異なり、行政機関に対して努力義務を課すのは中途半端ではないのではないかとの意見があった。

予算や組織体制の整備の観点からは、根拠となる規定があった方が進めやすくなるのではないかとの意見があった。

事務局から、政府として二次的利用を促進するためには、今後の促進策の根拠が必要であるが、その一方、完全に義務化をすると調査実施者にとって過大な負担となるので、現実的な対応としては努力義務が適当ではないかと考えているとの説明があった。

今後、関係者の意見を聴く機会もあると思うので、当研究会の中間取りまとめ としては、努力義務を課す方向としたいとの意見があった。

イ オーダーメード集計の実施、匿名標本データの作成・提供の外部委託

外部委託の仕組みを作っておかないと、現行の体制では困難であり、法制上、 明示的に外部委託できるようにしておかなければ進まないのではないかとの意見 があった。

外部委託を行う場合手数料の支払い手と受け手は誰になるのかとの質問があり、依頼者から外部機関に直接支払うことを想定しているとの説明があった。

行政機関相互の使用については手数料は取らないとのことだが、各省がオーダーメード集計等を委託した外部機関に対して、他の行政機関が集計を依頼したときも手数料は取らないのか、また、現行の目的外使用で手数料が不要であるように、高度の公益性の認められる場合のオーダーメード集計等は手数料を取らないのか、いずれの場合も仮に手数料を取らないこととすると、同じ外部機関が処理

するのに手数料を取る場合と取らない場合が出てきて、混乱が生じるのではないかとの意見があった。

これに対し、事務局から、行政機関や高度の公益性のある使用の場合はもとも と調査票そのものを使用できるため、オーダーメード集計や匿名標本データの提 供を外部機関に依頼することは想定していなかったが、いずれにしても外部機関 に委託した場合の費用の取扱いについては、今後、各府省とも相談しながら、合 理的に決めていきたいとの説明があった。

- ウ 統計データの使用状況の総務大臣への報告、公表 各委員から特に意見はなかった。
- エ 届出統計調査及び承認統計調査の取扱い

調査実施者から届出統計調査や承認統計調査についても、制度化すべきだという意見があるのであれば、是非その方向で検討すべきではないかとの意見があった。

オ 個々の申告内容が明らかになる調査票の使用

統計調査の名簿の作成のための使用は、統計目的でよいのかとの質問があり、 これまでの目的外事務処理要領の整理に従えば、そのような取扱いとなるとの説明があった。

カ オーダーメード集計の実施、匿名標本データの作成・提供

ルクセンブルク・インカム・スタディなど外国への提供についてはどう考えるのかとの質問があり、事務局から外国の場合には、適正管理義務などの法制上の義務や罰則の適用がないため、適切な代替措置があるかどうかを考慮して、判断することになるのではないかとの説明があった。

キ 調査票の保存について

将来的なデータアーカイブの設置に備えるためには、調査票の保存期間を統計 法等において統一的に定める方がよいのではないかとの意見があった。

指定統計調査にも様々な種類があり、全てについて統一的に定めるのは困難で はないかとの意見があった。

データアーカイブについて、どういうものを目指すのか、どういう範囲で作るのかといった具体的なイメージが明らかになってからでないと調査票の保存期間の定め方は決められないのではないかとの意見があった。

指定統計調査であっても、調査票が永年保存になっていないものもあるが、そのようなものが指定統計調査たり得るのかという気がしており、調査票を集めたからには有効活用を図るべきであって、コスト等の問題により統一的な取扱いをすることが困難であっても、統計の公共財としての性格を踏まえれば、次第にその方向に持って行く必要があるのではないかとの意見があった。

クその他

「公共財」や「国民の共有財産」等の表現については、揃えるべきではないか、 「公共財」は定義について特定の解釈があり得るのでやめた方がよいのではない かとの意見があった。

(3)その他

「はじめに」について、個人情報保護法制の施行が統計調査への協力を得ること

を困難にしたかのような表現は適切ではなく、「個人情報保護に対する意識が一層厳しくなり」の部分は「・・一層高まり」とすべきではないかとの意見があった。

統計データの活用の観点から報告書が書かれているが、当然秘密の保護も重要であって、統計法上秘密の保護等の措置が十分講じられていることを、目次に出てくるように一章起こして全体としての哲学として書いた方がよいのではないかとの意見があった。

秘密の保護等の措置の他、統計は国家運営にとって非常に重要なものであり、秘密に触れても必要なものであることも入れる必要があるのではないかとの意見があった。

報告書の内容をもとに法改正を行うのかとの質問があり、事務局から法改正しなければできないことを記述しており、今後法改正に向けた作業を進める予定であるが、統計制度改革検討委員会の検討との整合性も考慮し、改正内容の詳細については検討していきたいとの説明があった。

二次利用のための手続について、事務処理の迅速化が必要であるとの意見があった。

(4)報告書(案)の取扱い

報告書(案)については概ね了解が得られ、最終的な案文については、本日の検討 内容を踏まえ、座長の一任とすることについて了解された。